

令和4年度第1回選挙管理委員会議事録

日 時	令和4年6月1日（水）午前9時から
場 所	日進市役所4階 第2会議室
出席者	星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員
事務局	石川書記、渡辺書記、桑ヶ谷書記
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）について 2. 在外選挙人名簿登録者数（案）について 3. 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧申請者の公表について 4. 日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）等について 5. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和4年度第1回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	（あいさつ）
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日については令和4年6月1日、登録日については令和4年6月1日であります。</p> <p>住所要件は、令和4年3月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3か月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件は、平成16年6月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象です。また、令和4年1月31日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,579人、女性37,454人、合計74,033人となりました。前回3月の定時登録より合計で182人増加しました。</p> <p>また、これにより直接請求に必要な署名数が算定されることとなりま</p>

す。

日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,481人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,678人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,339人となります。資料2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの74,033人について、投票区別の登録状況が示してあります。

それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願いします。

各委員

名簿確認

委員長

議題1 選挙人名簿定時登録等について、案のとおり決定してよろしいか。

各委員

異議なし

委員長

それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。

続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。

事務局

それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。

資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方です。委員長の専決処分で3月の定時登録以後、資料3のとおり3人登録、2人を抹消しました。これにより、6月2日現在の登録者総数は、男性37人、女性32人の合計69人となり、前回3月の定時登録と比べて1人の増加です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの69人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の登録日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。

それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきたいと思います。

各委員

名簿確認

委員長

議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。

各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議題3 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧申請者の公表について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題3は報告事項でございます。資料5をご覧ください。令和3年度の選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧申請者一覧表の公表についてですが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに閲覧申請があった者の氏名が資料5のとおりですので報告いたします。令和3年度は17件ありました。内訳といたしましては、7件が世論調査、10件が政治活動のためのものでした。</p> <p>つきましては、この一覧表を公表させていただきます。</p>
委員長	ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。
各委員	特になし
委員長	<p>続きまして、議題4 日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）等について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題4の日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）等について説明します。</p> <p>資料6-1をご覧ください。この条例に規定されている制度の概要としては、金のかからない選挙のため、候補者間の選挙運動の機会均等等を図るために、公職選挙法及び関係法令に規定されている制度になります。国政選挙の公営については公職選挙法等、県選挙の公営については県条例等、市町村の公営については、市町村条例等で規定する必要があります。市町村条例等で規定する場合は公職選挙法等の規定に準じることが同法の規定上求められています。現在、本市では、この2つの条例により、自動車、ポスター、ビラの3つについて規定しています。</p> <p>続いて改正理由としては、最近における物価の変動等に鑑み、令和4年4月6日に公職選挙法施行令が改正されたことにより、国政選挙における自動車、ポスター、ビラの公営の限度額が改正されたことに伴い、本市もこれにならいそれぞれの単価を改正するものです。以下に参考として公職選挙法施行令の改正内容を抜粋して記載しています。（1）自動車について</p>

、自動車借入れの単価は現行の15,800円から300円増額し16,100円、燃料費は現行の7,560円から140円増額し7,700円、(2)ポスターについて、1枚当たりの印刷費は現行の525円06銭から16円25銭増額し541円31銭、企画費は現行の310,500円から5,750円増額し316,250円(増加率はプラス1.851851%)となっています。(3)ビラについて、50,000枚以下の1枚当たりの単価は、現行7円51銭から22銭増額し、7円73銭となっています。

主な改正内容ですが、まず日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の改正内容について説明します。改正内容はアとイ2つありますが、どちらも只今説明しました公職選挙法施行令の改正に伴うものです。アにあります自動車に関する公営及びポスター作成の印刷費については、公職選挙法施行令の改正後の額と同額になるよう改正します。イのポスターの企画費の単価限度額は、次に記載してあります計算式で算出しています。公職選挙法施行令と同額としていない理由としては、ポスター掲示場数が142か所の場合、当該額が高額になるため、平成22年に公職選挙法施行令で定められている企画費から減額する改正をし、その後は同令の額の増加率に対応する改正を行っているため、今回も同様の改正とします。以下、参考として平成22年と平成30年の改正内容を記載してあります。

続いて、日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の改正内容について説明します。アのビラの印刷費については、公職選挙法施行令の改正後の額と同額になるよう改正します。イについては、条例名が自動車とポスターについては「公営」、ビラについては「公費負担」といった表現であり整合がとれていないため、県や政令市・中核市の条例名にならい「公営」に統一します。以下、参考として国や県等の記載状況です。

施行期日については、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙について適用することとします。本市では、令和5年度執行予定の市長・市議選から適用することとなります。次ページ以降は議案や改正内容の新旧対照表となっております。

続いて、資料6-2をご覧ください。日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する規程の一部を改正する規程についてご説明します。

こちらの改正は、先ほど説明したそれぞれの規程に係る条例が改正されることに伴い、主に様式の改正が必要なため改正を行います。制度概要については、先ほどの条例改正と同様となります。主な改正内容について、(1)日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程についてですが、第4号様式から第6号様式までに記載されている額の改正を行います。

続いて、(2)日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の

公費負担に関する規程についてですが、1つ目の改正内容は第4号様式及び第5号様式その2に記載されている額の改正を行います。2つ目の改正内容は、第2号様式、第3号様式及び第5号様式その1について、条例名の改正に伴う改正を行います。なお、様式中の備考等に使用されている「公費負担」については、それ自体の使い方に間違いがなく、むしろ候補者にとってはわかりやすい用語であるため、改正はしません。施行期日は、それぞれの規程に係る条例改正の施行日と同日となり、令和4年9月末頃になります。次ページ以降は改正内容の新旧対照表となっております。

条例改正については9月議会に上程し、それと併せて規定も改正します。9月議会に上程する理由としましては、今年の秋頃に立候補者向けの説明資料を作成し、年明けくらいから配布をするため、9月議会上程としております。

以上、条例及び規定の改正についての説明となります。委員の皆様にご意見をお伺いし、ご異議がなければ資料6-1及び資料6-2のとおり条例及び規程の改正を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。

委員 自動車の燃料費が7,700円になるとのことですが、この金額はどのような単価ですか。

事務局 一日当たりの上限金額になります。

委員長 続きまして、5その他について何か議題はありますか。

事務局 2点ございます。

1点目は、ポスター掲示場の設置場所の変更についてです。資料7-1をご覧ください。

昨年実施した衆議院選挙から設置場所を変更したところについては、資料のとおり9か所です。変更した理由としましては、工事等で設置できない、衆議院選挙と比較し、ポスターの掲示数が増え幅が長くなり設置が難しくなるためです。

2点目は、赤池投票所における投票場所の変更についてです。資料7-2をご覧ください。資料のとおり、今までは1階のランチルームが投票場所でしたが、今回からは2階の体育館に変更します。変更する理由については、主に2点あります。1点目は、前回の衆議院選挙時に多くの選挙人が来場し、投票所外にも行列ができてしまったため、より広い会場である体育館とするためです。2点目は、ランチルームが来年2月に予定されている知事選実施時には、普通教室となってしまう使用できなくなるため、今回の

参議院選挙から先行して会場を変更し実施するためです。

委員長 何か質問、意見等がありますか。

委員長 駐車場から階段が混雑しないでしょうか。

事務局 外の階段は使用せず、屋内の階段を使用します。階段も片側通行にし、ロールマットを敷き土足で入れるようにすることで、人の流れをスムーズにできるようにします。2月の知事選以降を見据え、今回検討を重ね実施していきます。

委員 消毒は設置しますか。

事務局 設置します。記載する鉛筆についても、使い捨て鉛筆を使用します。

委員長 他に議題はありますか。

事務局 ありません。

委員長 それでは、第1回選挙管理委員会を終了します。

午前9時40分閉会